

市役所からのお知らせ

年末調整説明会を実施します

問合せ先 ☎ 税務課市民税係

☎ 内線 113、114、138

市内事業所の給与事務担当者を対象に平成26年分年末調整や支払調書、給与支払報告書の提出に関する説明会を次の通り、平戸税務署と合同で開催します。

事前の申し込みは不要ですので、給与などの支払いをされている事業主の皆さまも、ぜひご参加ください。

〔日時〕

11月12日（水）

午後1時30分～3時30分

〔場所〕 松浦市文化会館 ゆめホール

〔主催〕 平戸税務署

休日における水道の補修当番

問合せ先 ☎ 上下水道課水道業務係

☎ 内線 131

当番は次の通りです。水道の修繕のお申し込みは直接当番業者へお願いします（福島地区、鷹島地区は地区内の指定業者へご連絡ください）。

〔11月〕 中山設備

☎ 0956-72-5361

認定司法書士無料相談会

予約・問合せ先 ☎ 総務課行政係

☎ 内線 321

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

〔日時〕

11月13日（木）

午後1時～4時30分

〔場所〕

市役所3階小会議室

〔主催〕

長崎県司法書士会

松浦市民文化祭【舞台発表】

問合せ先 ☎ 生涯学習課社会教育係

☎ 内線 343

市内で舞台芸術活動をしているグループや個人、約300人が、日ごろの活動の成果を発表します。

多数のご来場をお待ちしています。

〔内容〕

日舞・三味線・詩吟・ダンス・コーラスなどの舞台出演

〔日時〕

11月23日（日）

午前10時～午後5時（予定）

〔場所〕

文化会館ゆめホール

「ふるさと就職奨励金」の登録はお早めに！

問合せ先 ☎ まちづくり推進課企画統計係

☎ 内線 315・316

転入（ＵＩターン）または学校卒業などから1年以内に就職した人で、松浦市に5年以上居住する予定の人に対して、総額30万円の奨励金を交付しています。市内事業所への就職だけでなく、勤務先が市外の人や自営業・農漁業者も対象となります。

この奨励金を受け取るためには、まず登録を行っていただく必要がありますので、早めに手続きをお願いいたします。

〔対象者〕

・ ＵＩターン者（44歳以下）または新規学卒者（29歳以下）で、転入または学校卒業などから1年以内に就職した人

〔奨励金〕

・ 最大30万円（5年間で分割支払）
※登録手続きが遅れると減額となる場合があります。

〔登録に必要なもの〕

・ 就職を確認できるもの（社会保険証など）
・ 印鑑

〔登録時期〕

・ 就職した日からおおむね2年以内

※「ふるさと就職奨励金」は定住支援制度の1つです。

そのほかの支援制度として、アパートなどを借りて転入したＵＩターン者向けの「賃貸住宅入居費補助金」（基本額10万円）、宅地・住宅を購入する人向けの「定住奨励金」（取得額に応じて交付）もあります。居住からおおむね1年以内に申請することができません。申請条件など、詳しくは上記問合せ先へお尋ねください。

11月15日から狩猟が始まります

問合せ先 ☎ 農林課農林振興係

☎ 内線 226

11月15日から2月15日（イノシシの捕獲に限っては3月15日）までは狩猟ができる期間です。鳥獣保護区などの規制区域や人家の近く、公道、公園などを除く山林などで、猟銃を使った狩猟が行われます。狩猟期間中に山野を歩いたり、山林や田畑で作業をする際にはなるべく目立つ服装をしたり、ラジオを流したりして自分の存在を周囲に知らせるよう心がけてください。また、狩猟の際の「危険と思われる行為」や「事故」を見たり聞いたりしたときは、最寄りの警察に通報してください。

みんなの  **熱意** &  **アイデア** で **まちづくり**

元気なまちづくり活動を応援します!

【松浦市元気なまちづくり活動支援費補助金事業の募集】

○問合せ先 まちづくり推進課企画統計係 ☎内線 315、316

松浦市では、市民皆さんの自主的なまちづくり活動を支援し、その活動が定着するよう応援するために、活動費に対して補助金を交付しています。活動の自立を目指しながらも、初期段階の支援が必要な場合などに活用いただけます。皆さんのやる気と創意工夫で生まれる新たな事業の提案をお待ちしています。

■補助金額

1事業あたり100万円以内（ただし、人件費や工事費、団体の経常経費などは対象外）

■対象団体

市民や市内に勤務・通学する人が中心となっている5人以上の団体

■活動テーマ

次のいずれかに該当すること。

- (1) 地域住民の交流推進 (2) 地域協働活動の推進
- (3) 環境美化の推進 (4) 地域の伝統文化の振興
- (5) 地域産業の振興 (6) ボランティア活動の推進
- (7) 東日本大震災被災地の復興支援

■補助要件

- 次に掲げる条件を全て満たしたまちづくり事業であること。
- ・特定の個人・団体の利益につながらない公益性のある事業
- ・団体が自発的に創意工夫を凝らして行う事業
- ・市内で実施し、または市内に波及効果をもたらすことができる事業

■審査・提案方法

- ①事前相談（電話または窓口）
 - ②市指定の様式により事業計画を作成、事業実施前までに事業提案
 - ③提案受付から約1～2カ月の間に審査会を開催（提案団体からのプレゼンテーション実施）
- ※詳しくは上記問合せ先にお尋ねください。

地域相談員にご相談ください

○問合せ先 福祉事務所障害福祉係 ☎内線 198

長崎県では「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が4月1日に施行され、本市では障害のある人に対する差別事案に係る相談体制として、障害者相談員と市内各地区の相談連絡員に「地域相談員」となってもらいました。

◆障害者相談員

障害者相談につきまちは、福祉事務所障害福祉係に常勤の相談員を配置しております。

◆相談連絡員

	身体障害		知的障害	
松浦地区	福守富男	0956-75-1233	日置光隆	0956-75-2300
	黒川 登	0956-74-1581	尾田 貢	0956-75-0448
	横田数敬	090-4482-3658		
	横田祐一 (障害者相談員)	0956-72-1111 (内線 157)		
福島地区	永田俊子	0955-47-2036	石井紘治	0955-47-2751
	永田正治	0955-47-3672		
鷹島地区	松永 工	—	桐木正邦	0955-48-2210
	倉橋壽敏	0955-48-2455		

地域コミュニティ活動の活性化!

●問合せ先 総務課行政係 ☎内線 321

地域の自治会を包括する「松浦市地域自治会連合会」においては、県の「地域づくり支援交付金」を活用し、地域コミュニティの活性化に向けさまざまな取り組みが行われています。

本事業は平成24年度から実施されており、地域内の情報発信源となる掲示板の設置やイベント開催などには不可欠となるテントの購入など、地域のコミュニティ活動の活性化に活かされています。

本年度も掲示板の設置とともに少子高齢化に伴い中断していた伝統行事の復活など、本事業を活用してさらなる地域コミュニティの活性化が図られようとしています。

地域コミュニティ活動の活性化においては、住民皆さまの結びつき、連携が最も必要となってきます。本交付金で設置されたものなどを最大限活用いただくとともに、地域の活性化を目指すべく、住民皆さまの地域コミュニティ活動への積極的な参加をお願いいたします。

